

# 特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会運営

## 細則

---

### 特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会運営細則

(2007年6月1日制定) (2007年10月1日改訂) (2008年8月5日改訂) (2009年5月29日改訂) (2011年5月27日改訂) (2012年5月31日改訂) (2013年5月31日改訂) (2015年5月28日改訂) (2018年5月25日改訂)

---

#### (総則)

第1条 この運用細則は、特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会の運営に適用する。

#### (英語名称)

第2条 本会の英語名称を、**Japan Society of Electromagnetic Wave Energy Applications** といい略称を **JEMEA** という。

#### (各種委員会)

第3条 本会は、会の運営のために常設および臨時委員会を置く。

- (1) 常設委員会：①研究・事業、②財務、③編集、④大会、⑤他学会連絡担当、⑥調査、⑦各賞選考、⑧渉外（知的財産含む）、⑨広報（ホームページ含む）、⑩計測・資格の委員会、⑪マイクロ波利用安全検討委員 を設置し、会の業務を執行する。委員会の新設、変更、廃止などは理事会の議決による。
- (2) 臨時委員会：重要な検討事項が生じた場合、臨時に設置する。
- (3) 常設委員会の委員長は理事・顧問の中から理事長が委嘱し、理事会で承認する。
- (4) 臨時委員会の委員長は、会員の中から理事長が委嘱し、理事会で承認する。
- (5) 常設委員会および臨時委員会の委員は、会員の中から委員長が委嘱し、理事会で承認する。

#### (ワーキンググループ)

第4条 本会は、特定の研究分野の推進のために、必要に応じてワーキンググループを設置できる。

- (1) 設置に当たっては理事会の承認を得ることとする。
- (2) 期間は最大3年を限度とし、理事会の承認のもとに延長が可能である。

#### (表彰)

第5条 本会は、電磁波エネルギー応用技術及びこれに関連のある諸科学に関する研究を奨励するための表彰事業を行う。表彰は別途定める規程に従う。

(選挙管理委員会)

第6条 本会は、各種の選挙業務を行うための選挙管理委員会を臨時に設置する。  
業務は、別途定める選挙規程に基づく。

(顧問) 第7条 本会に必要な応じて顧問を置くことができる。

顧問は理事長の推薦により、理事会が決定する。

(顧問の任期) 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(特別会員)

第8条 本会の発展に著しい功績があった会員を特別会員とすることができる。特別会員は、理事会が決定し、総会で承認する。特別会員は理事会の承認により年会費を永久に免除する。

(事務局員)

第9条 本会の従たる事務所に事務局員を置く。

(年会費)

第10条 「定款**第43条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。」に関連し、年会費の期間も同様とするが、10月1日以降入会の場合は、年会費を半額とする。

(退会)

第11条 会員で退会しようとするものは、会費を完納した上退会届を提出しなければならない。

(休会)

第12条 会員で、会員継続の意思はあるが活動に参加できないものには、申し出により「休会」を認める。申し出があった日から起算して

- (1) 1年ごとの申請、最長3年。
- (2) 休会中は、総会における「定足数」としてカウントしない。
- (3) 該当年度の年会費は免除する。

附則

1. 事務局長は次のものとする。  
事務局長 佐藤容子
2. この細則は、2007年6月1日より実施し、2007年10月1日、2008年8月5日、  
2009年5月29日、2011年5月27日、2013年5月31日、2015年5月28日、  
2018年5月25日に改訂。
3. この細則の変更は、理事会の議決を経て、総会で承認する。

理事長

篠原 真毅



事務局長

佐藤 容子

